

高浜町企業立地促進補助金交付要綱

令和6年11月11日

告示第173号

高浜町企業立地促進補助金交付要綱（平成17年規程第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、本町への企業の立地を促進し、もって産業の振興及び高度化並びに雇用機会の拡大を図るため、企業が事業所を設置する経費に対して必要な補助金を交付することについて、高浜町補助金等交付規則（平成15年高浜町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業者 製造業、物流関連産業、情報通信業、試験研究所を営む法人であって、一般法人又は共同で事業を行う複数法人（親会社及び子会社又は物流関連産業にあつては施設設置者及び物流業者）をいう。
- （2） 親会社 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項で定められている「親会社」をいう。
- （3） 子会社 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項で定められている「子会社」をいう。
- （4） 製造業 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準であるもの。以下「産業分類」という。）に掲げる大分類Eの製造業をいう。
- （5） 物流関連産業 産業分類に掲げる道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業をいう。
- （6） 情報通信業 産業分類に掲げる通信業及び情報サービス業をいう。
- （7） 試験研究所 産業分類に掲げる大分類Lの学術研究、専門・技術サービス業のうち中分類71の学術・開発研究機関をいう。
- （8） 事業所 事業者が事業の用に直接供する建物及び附属施設をいう。
- （9） 新設 本町に事業所を有しない者が、本町に事業所を取得すること及び本町に事業所を有する者が本町の別の場所に事業所を取得することをいう（空き施設の賃借により、新たに操業するものを含む。）。
- （10） 増設 本町に事業所を有する者が、事業を拡大する目的で、既設事業所の用地内又は隣接する用地において、事業所の拡張（事業の用に直接供する建物の新築又は増築を伴うものに限る。）を行うことをいう（空き施設の賃借により、事業拡張するものを含む。）。
- （11） 移設 本町に事業所を有する者が、当該事業所を廃止し、当該事業所と同一業種の事業所を取得することをいう。
- （12） 建設 事業所の新設、増設又は移設をいう。
- （13） 新規雇用者 事業所の操業に伴い常時雇用される従業員で、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。ただし、物流関連産業については、道路運送法（昭和26年法律

第183号)に定める貨物自動車の運転業務に専ら従事する者を除く。

ア 町内に住所を有し、事業所の操業に伴い、事業者新たに雇用された者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として同法第7条の規定に基づく届出がされ、補助金交付指定日から補助金交付申請日までの間において新たに雇用され、補助金交付申請日前6月以上継続して雇用されている者）

イ 事業所の操業に伴い、事業者の町外の事業所から転属した従業員（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第13条第1項に規定する雇用保険被保険者転勤届が提出され、補助金交付指定日から補助金交付申請日までの間において転属し、補助金交付申請日前6月以上継続して雇用されている者）で、町内に住所を有することとなったもの

(14) 正規雇用者 新規雇用者のうち、事業者が定める所定労働時間を働く者をいう。

(15) 投下固定資産額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に要する費用の総額をいう。ただし、償却資産については、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで（同条第4号及び第5号を除く。）に掲げる資産（耐用年数1年未満のもの及び取得価格20万円未満のものを除く。）をいう。

(16) 賃借料 事業者が、建設のため、賃貸借契約により賃借する土地建物等の賃借料及び使用料並びに、土地建物等に附属して設置されているもの以外の機械装置及び器具、備品、車両運搬器具等の設備に係る賃借料又は土地建物に係る敷金、礼金その他これに類する費用をいう。

（投下固定資産額の対象外経費）

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、投下固定資産額から除くものとする。

(1) 賃貸借、無償譲渡、交換等の契約による資産の取得に要する費用及び賃借料

(2) 既存工場等からの設備の移設に要する費用（新工場等での設置工事費は除く。）

(3) 操業中の工場等の買収、機械の更新入替に伴う設備取得等実質的に事業用設備が増加していない場合における資産の取得に要する費用

(4) 国又は国に準ずる団体等から補助金等の交付が行われている、又は交付が見込まれる資産の取得に要する費用。ただし、当該費用は、別表第1に規定する補助要件としての投下固定資産額には含めることができるものとする。

(5) 操業開始前3年を超える日以前に支出した費用。ただし、当該費用は、別表第1に規定する補助要件としての投下固定資産額には含めることができるものとする。

(6) 人件費、事務手続経費、進出検討調査費等の工場等設置に要する間接的な費用

(7) 消費税及び地方消費税

（補助金の交付要件）

第4条 町長は、事業所の建設を行う事業者で、次のいずれにも該当するものに対し、次項に規定する補助金を交付することができる。

(1) 事業内容が、本町の産業振興に寄与し、かつ、町長が必要と認めるものであること。

(2) 建設する事業所が、立地の際に適用を受ける法令等に適合していること。

(3) 操業開始後10年間以上、当該地において事業を継続して行うこと。

(4) 公害を防止するための適切な措置が講じられること。

(5) 町税を完納していること。

2 町長は、補助金の交付の指定をした事業者（以下「指定事業者」という。）に企業立地促進補助金を交付する。

3 前項に掲げる補助金の交付に関する基準は、別表第1のとおりとする。

（指定の申請）

第5条 補助金の交付の指定を受けようとする事業者は、別に定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 事業者は、隣接する住民等に対して事業計画の説明を行い、意見を聴くとともに協議し、その内容を町長に報告しなければならない。

3 町長は、第1項の申請があったときは、これを審査し、適当と認める事業者について指定を行い通知するものとする。

（指定の取消し等）

第6条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

（1） 事業を廃止し、又は正当な理由がなく休止したとき。

（2） 指定の内容又はこれに付した条件を満たさなくなったとき。

（3） 虚偽その他不正の手段により指定を受けたとき。

（4） その他町長が特にその必要があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により指定の取消しを受けた事業者に対し、補助金の交付を行わず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

3 前項の規定による補助金の返還額は、別表第2のとおりとする。

（交付の申請及び実績報告）

第7条 第5条第3項の規定による通知を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）が、補助金の交付を申請しようとするときは、別に定めるところにより、町長に企業立地促進補助金交付申請書兼実績報告書を提出しなければならない。

2 町長は、前項の提出があったときは、これを審査し、適当と認める指定事業者について補助金の交付を決定し通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた指定事業者は、速やかに補助金の交付を町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（報告又は調査）

第9条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、指定事業者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は当該職員に実地の調査をさせることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年11月11日から施行する。

2 別表第1中、総交付限度額には、改正前に交付された補助金交付額を含むものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

種類	補助対象項目	業種	補助率内容	補助要件	限度額 (1 申請当たり)	総交付限度額	交付申請期限
企業立地促進補助金	土地、建物の取得費 造成費 建物建設費 機械設備等取得費 緑化費	製造業	投下固定資産額の 25%	投下固定資産額 1 億円以上かつ新規雇用者 3 人以上	2 億円	3 億円	操業開始後 1 年以内
		物流関連産業	投下固定資産額の 25%	投下固定資産額 1 億円以上かつ新規雇用者 3 人以上	2 億円	3 億円	
		情報通信業	投下固定資産額の 25%	投下固定資産額 3 千万円以上かつ新規雇用者 3 人以上	2 億円	3 億円	
		試験研究所	投下固定資産額の 25%	投下固定資産額 5 千万円以上かつ新規雇用者 3 人以上	2 億円	3 億円	

注 1) 操業開始期限：用地を取得し事業所を建設する事業者は用地取得後 3 年以内、既に用地を取得している事業者、既存建物を取得する等建物を建設しない事業者及び用地若しくは建物を賃借により取得し操業する事業者は事業所等建設(改修)工事着工後 2 年以内とする。ただし、特別な事情により、操業開始期限を超えることを町長が認めた場合は、この限りでない。

注 2) 総交付限度額：親会社及び子会社の関係にある法人は同一グループ企業とみなす。

注 3) 物流関連産業であって施設設置者と物流業者が共同で事業を行う場合：補助要件については双方の投下固定資産額、新規雇用者数をそれぞれ合算し、補助金額についてはそれぞれ算出し交付するものとする。

注 4) 補助金額の端数処理：算出した額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

別表第2（第6条関係）

経 過 期 間	返 還 額
5年未満	補助金交付額×100%
5年以上6年未満	補助金交付額×90%
6年以上7年未満	補助金交付額×80%
7年以上8年未満	補助金交付額×60%
8年以上9年未満	補助金交付額×40%
9年以上10年未満	補助金交付額×20%

注1）経過期間：経過期間の起算日は操業開始日とする。

注2）返還免除：天災その他事業者の責めに帰することができない事情により事業を休止する場合は、返還を免除することができる。